

蒲郡駅事件これで有罪か?! シリーズ②

近藤裁判長！古田助役の「鍵のかけ忘れはない」と証言したことはどこにいったのか？

「蒲郡駅事件」に対して名古屋地方裁判所（近藤宏子裁判長）が言い渡した判決理由が、如何に誤った推論に基づき合理性の無いものであるのか。今回は古田助役の証言に関する事柄について明らかにします。

近藤裁判長は、「加藤さんが蒲郡駅の管理者専用書庫から主任レポートに関する文書を持ち出し、コピーし、用紙31枚を持ち出した」と、誤った推論、偏った証拠検討で事実を認定し有罪判決を下しました。

しかし、この判決は管理者専用書庫の「鍵のかけ忘れの可能性」を前提としています。ところが、古田助役は、第3回公判で「鍵のかけ忘れはない」と証言し、「駅員は鍵の保管場所は知らない」とも証言しています。この証言に何故触れないのでしょうか。判決では、この証言を無視し「鍵がかかっていた可能性」に全く言及していません。

なぜそのようにしなければならなかったのか？それは、加藤さんが管理者用書庫から「主任レポート」と書かれたファイルを見つけ出し抜き出してくる一連の行為を「1分11秒」で行ったと監視カメラの映像などから「認定」（このこと事態が誤った推論）していることに起因しています。この僅かな時間で、鍵を探し、鍵を開け、ファイルを見つけ抜き出すことが不可能になるからです。だから鍵はかかっているとせざるを得ないのです。「検察側の主張に矛盾はない」とはよく言えたものです。「加藤は犯罪者だ」を前提として結論を導こうとしているのです。断じて許せません。

**懲役6ヶ月の不当判決を許さない！
加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取ろう！**